

「大学教員等の任期に関する法律案」の国会上程に抗議する（声明）

政府は、4月8日、国公立大学の教員、国立試験研究機関の研究者、また大学教員・研究者労働組合などからその導入・法制化に強い反対の意見が多く表明されていたにもかかわらず、当事者である現場大学教員の声を全く顧慮せず、国公立大学すべての大学教員を対象とした「大学教員等の任期に関する法律案」を急遽閣議決定し、国会に上程した。

本年1月20日に開かれた日本学術会議の「大学改革と任期制」シンポジウムにおいても、報告者をはじめ、参加者からも任期制の問題点を指摘する厳しい意見が多く述べられた。国立大学協会は academic freedom を重視する観点から、その導入に慎重さを望んでいた。日本私立大学団体連合会は、わが国社会の終身雇用の慣行のもとでの導入に重大な問題のあることにも言及し、慎重な検討を要望していた。さらに、学長、学長経験者、名誉教授など150余名による大学教員の任期制法制化に反対するアピールもなされた。

今回、国会に上程された「大学教員等の任期に関する法律案」は、その目的、また任期付き任用のケース等の拡大解釈によりその恣意的運用がなされる惧れが強い。憲法に保障された学問・思想の自由が侵され、公務員法に基づく身分保障が奪われ、さらに、教育公務員特例法に保障された大学の自治が一層形骸化させられる危険性をはらんでいる。まして、私立大学教員に対する一年を超える有期契約の導入に至っては、わが国の労働環境の慣行を崩し、短期契約労働者の雇用増加傾向を一層加速し、労働者の生活と権利に重大な影響をもたらすことが懸念される。近く採択予定のユネスコの「高等教育教職員の地位に関する勧告案」には、「終身在職権は学問の自由を保障するために必要不可欠である」と述べられており、国際的な流れに逆行するものでもある。

この任期制の法案により、若手研究者の育成は支障をきたし、人材確保は阻まれ、本来望まれる大学教員の自由な学術交流も妨げられ、大学教員の多忙化はますます進行する。さらに、日本の科学・技術は近視眼的な功利主義に毒されて歪小化し、創造的な発展など望むべくもないであろう。大学間格差がいっそう進行する現在、法制化に伴う研究偏重の傾向が大学における教育の空洞化をもたらすことも深く憂慮される。

大学の真の活性化は、欧米諸国と比べても少ない大学への予算を増額し、教職員を増員し、教育・研究条件を大幅に改善し、教職員による自主的で民主的な大学改革を基本としてこそ達成されるものである。

われわれは、このような任期制の導入・法制化を許すことはできない。今回の「大学教員等の任期に関する法律案」の国会上程に強く抗議するものである。われわれは、「大学教員等の任期に関する法律案」の廃案を強く求めるとともに、「21世紀を平和と科学の時代」にするために、国民各層と連帯して努力することをここに決意する。

1997年4月10日

日 本 科 学 者 会 議